



こども誰でも通園制度の実施の検討について

令和7年7月28日こども部保育運営課

1. こども誰でも通園制度の概要
(乳児等通園支援事業)
2. 利用方法について
3. 事業者の認可について
4. 今後のスケジュール

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の概要

【制度の目的】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

制度の概要（令和7年度試行的事業）

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・ 118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・ 自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・ 全自治体で実施

1. 対象児童

0歳6ヵ月～3歳未満で保育所等に在籍していない児童（柏市に居住）

※保育所等…保育園，幼稚園，認定こども園，小規模保育事業者，企業主導型保育事業

2. 利用時間

児童1人あたり月10時間まで

3. 利用料金

1時間あたり300円を保護者が実施場所で支払い

※生活保護世帯，市民税非課税世帯などが利用する場合は，減免あり

- 令和7年10月1日より事業開始
- 公立3拠点で実施，**私立園は7月募集**

令和7年6月市議会で制定及び改正

- 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例
- 柏市保育園条例，柏市子ども・子育て支援複合施設条例

令和6年第5回子ども・子育て会議での審議事項（抜粋）

- ① 市の基準条例で，0，1歳児の乳児室の面積が国基準より広く設定していますが，なぜですか。
→ほふくを始めたこどもの安全面を考慮して広めに設定。
- ② 事業の時間帯の設定は何時から何時となるのか。
→公立は10時～16時（通常保育の送迎時間を避けるため）。
私立園は任意で設定可能（午前のみ，午後のみ，など）。

利用方法について

【利用者フロー】



8月1日：利用認定申請の受付を開始
9月1日：実施園での初回面談を開始
10月1日：実施園での受入を開始

- 認定申請では、電子申請フォームを活用して受付を行います。
- 国の総合管理システムを利用し、保護者の面談予約、利用予約を電子で実施します。
- 初回面談では利用に関する説明とあわせて、お子さんの家庭での過ごし方や、発達や食事に関することなどを聞き取ります。
- 保護者は30分単位（最低1時間）で月10時間の枠で予約を行うことができます。

公立施設での実施

- ① 柏市立酒井根保育園
- ② 柏市立松葉保育園
- ③ 柏市子ども子育て支援複合施設（TeToTe）3階
「柏駅前送迎保育ステーション」内多目的室

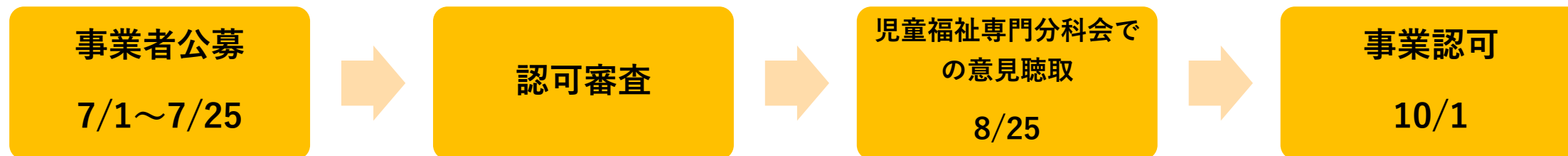
【公立園の実施（予定）】

- 月曜日～金曜日 10時～16時
- 給食の提供あり（TeToTeは弁当持参）
※給食費は保護者より実費徴収
- キャンセルは前日17時まで。
- 当日・無断キャンセルは利用可能枠を減算

事業者の認可について

私立園が事業を実施する場合は認可が必要

【認可手続きフロー】



【補助単価】

年齢	単価（時間）
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

加算項目	単価
障がい児	400円
要支援家庭の児	400円
医療的ケア児	2,400円

- ◆ 施設の基準は市内保育園の基準と同様とする。
→「柏市乳児等通園支援事業設備条例」を6月議会で制定。
- ◆ 職員配置は一時預かり事業と同様。

【実施園で判断するもの】

- ① 実施方法：余裕活用型，一般型
- ② 受入れの児の歳児，定員数
- ③ 開所の曜日や時間，利用枠（時間帯）の設定
- ④ 食事の提供の有無，提供体制，等
- ⑤ 親子通園の有無，実施回数，期間

今後のスケジュール

	事務手続き	利用者対応・周知
令和7年 2月	令和6年第5回 子ども・子育て会議	
3月	基準条例に関するパブリックコメント実施	
4月	パブリックコメント公表	1件あり：誰でも通園制度に賛成
5月	令和7年第2回定例会上程	
6月	令和7年第2回定例会議決	
7月	こども誰でも通園制度 「乳児等通園支援事業認可申請」受付	柏市ホームページで公表
8月	認可に係る意見聴取 (8.25 柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会)	広報かしわ8.1号掲載 「利用認定開始」 認定申請受付開始 → 申請者へ認定通知（随時） 民間事業者情報を公表（市HP）
9月		事前面談開始
10月	「こども誰でも通園制度」事業開始 条例施行日 民間事業者：認可	広報かしわ10.1号掲載 「事業開始」 実施園（公立3+民間）の受け入れ開始
時期未定	国が内閣府令（確認基準等）公布	
時期未定	確認基準条例制定 ※必要に応じて関係条例を改正	
令和8年 4月	こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業) 本格実施（給付事業）	